

●建築基準法第44条第1項第2号に関する一括審査による許可同意基準

制定 平成11年11月15日議決

改正 平成24年7月23日議決

第1 総則

建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定による道路（駅前広場を含む。以下同じ。）内に設ける路線定期バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに該当するものをいう。）の停留所の上家及びタクシー（同法第3条第1号ハに該当するものをいう。）の乗降場の上家（以下「上家」という。）に対する道路内建築物の許可に係る同意について、次の基準に該当するものは、一括審査を行うものとする。

第2 設置基準

1 設置場所

原則として幅員3メートル以上の歩道又は駅前広場内の島式乗降場（以下「島式乗降場」という。）とする。

2 形態

上家の主要構造部は、他の建築物（公共歩廊を含む。）に接続しないものであり、かつ、屋根は原則として当該他の建築物から歩道幅員の1/2以上離れたものであること。

3 構造規模等

(1) 構造は、不燃材料とし、平屋建で壁等の囲い（風除のために設ける必要最小限のスクリーンを除く。）を有しないものであること。

(2) 屋根の幅は、原則として3メートル以下かつ歩道幅員の1/2以下とし、長さは12メートル以下であること。

(3) 高さは、歩道面から3.5メートル以下であること。

(4) 柱は、片側とし、車道側に設けるものであること。ただし、島式乗降場に設けるものにあつては、この限りでない。

4 広告物等の表示

上家には、広告物等の表示をしないこと。ただし、バス及びタクシーの運行上又は通行の安全上必要なもので、防火上及び景観上支障のないものは、この限りでない。

第3 提出書類

議案を建築審査会に付議するにあたり提出すべき書類は、次のとおりとする。

1 「建築基準法第44条第1項第2号に関する一括審査による許可同意基準」に係る審査案件総括表（様式1）

2 議案書（様式2）

3 意見書（道路管理者、消防署長及び警視庁交通部長の三者の通行上、安全上及び防火上支障のない旨のそれぞれの意見が記載されたもの）

4 案内図（方位、道路及び目標となる地物が明示されたもの）

5 配置図（縮尺、方位、道路の境界線、道路内における建築物の位置及び擁壁の位置が明示されたもの）

6 平面図及び立面図（縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法が明示されたもの）

附則（略）